

京都大学学生寄宿舎女子寮規程実施細則

(平成30年12月18日厚生補導担当副学長裁定)

第1条 この細則は、京都大学学生寄宿舎女子寮規程（平成30年達示第79号。以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第3条の必要書類は、所得証明書等とする。

第3条 規程第4条第2項の「通学の便宜」とは、宿舎に入居を希望する者の自宅からの通学時間が、合理的な経路によって2時間以上となるか否かをいう。

2 規程第4条第2項において経済状況を勘案するに当たっては、経済状況の判定について（別記）の定めるところによる。

3 規程第4条第2項の「担当副学長が必要と認める事項」とは、女子寮に居住する学生のうち厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。）が認めた者が実施する面接の結果をいう。

4 担当副学長は、入居を許可した者に入居許可書（様式1）を交付するものとする。

5 入居を許可された者は、所定の期日までに誓約書（様式2）を提出するものとする。

第4条 規程第5条第2項の入居許可の取消しは、入居を許可された者に入居許可取消通知書（様式3）を交付して行うものとする。

第5条 規程第7条第1項第1号の「風水害等の災害を受けた」とは、学生又は学資負担者の自宅が全壊し、半壊し、全焼し、半焼し、又は床上浸水の被害を受けたことをいう。

2 規程第7条第3項の寄宿料免除申請書は様式4のとおりとし、必要書類は死亡診断書、罹災証明書等とする。

第6条 居室、リビングダイニング、浴室、シャワールーム、トイレ、洗濯室、洗面所、脱衣室、集会室、学習コーナー及び防音室の光熱水料は入居者が、他の光熱水料は大学が負担するものとする。

第7条 寄宿料の納期及び納付方法並びに入居者が負担する光熱水料の額、納期及び納付方法は、別に指示するものとする。

2 寄宿料及び光熱水料の支払は、別に指示する場合を除き、納期が先に到来したもの又は納期が先に到来すべきものに先に充当する。

第8条 規程第10条第2項の入居期間延長希望理由書は、様式5のとおりとする。

第9条 規程第15条第1項の退居届は様式6のとおりとし、退居予定日の属する月の前月末日までに担当副学長に提出するものとする。

第10条 規程第16条第2項、第17条又は第18条第1項の規定により退居を命ずる場合は、退居命令書（様式7）を交付するものとする。

第11条 規程第17条第2号及び第3号の「長期」とは、おおむね6月とする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から実施する。

経済状況の判定について

経済状況は、総所得金額で判定する。総所得金額とは、申請者の属する世帯のうち、家計支持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）の1年間の総収入金額から、必要経費及び特別控除額を差し引いた金額をいう。ただし、独立生計者と認定された者にあっては本人の1年間の総収入金額（配偶者があるときは、配偶者の1年間の総収入金額を含む。）から、必要経費及び特別控除額を差し引いた金額を総所得金額とする。

なお、1年間の総収入金額は、原則として申請の前年1年間の額によることとする。

ただし、外国人留学生（在留資格が留学の者又は入学時に留学の在留資格を取得できる見込みの者）の経済状況の判定は、別に定める。

（1）必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

①給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除する。

- ・収入金額が104万円以下のもの 収入金額と同額
- ・収入金額が104万円を超えるもの $収入金額 \times 0.2 + 83\text{万円}$
- ・収入金額が200万円を超えるもの $収入金額 \times 0.3 + 62\text{万円}$
- ・収入金額が653万円を超えるもの 258万円

（注）1 紙面所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源がある、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと必要経費の控除額を算定する。

②商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るために必要な経費をいう。

③農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算する。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び配当、家賃、間代、地代等の収入を得ている場合、それぞれの収入を得るために必要な経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

(2)特別控除額

特別控除額は、次表のとおりとする。

特別の事情	特別控除額			
①母子・父子世帯であること	49万円			
②就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校 8万円 中学校及び中等教育学校の前期課程 16万円 高等学校及び中等教育学校の後期課程 国公立 28万円 47万円 私立 41万円 60万円 高等専門学校 国公立 36万円 55万円 私立 60万円 80万円 大学 国公立 59万円 102万円 私立 101万円 144万円 専修学校 高等課程 国公立 17万円 27万円 私立 37万円 46万円 専門課程 国公立 22万円 62万円 私立 72万円 112万円			
③障害者のいる世帯であること	障害者1人につき86万円			

- 備考 1. 「②就学者のいる世帯であること」による控除は、就学者の中に出願者本人は含めない。
 2. 控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除する。

※独立生計者の認定

学部又は大学院に在学する者のうち、次のいずれにも該当するものについては独立生計者と認定する。

- ① 所得税法上及び健康保険法上、本人又は配偶者の父母等の扶養親族でない者
- ② 本人又は配偶者の父母等と別居している者
- ③ 本人の1年間の総収入金額(配偶者があるときは、配偶者の1年間の総収入金額を含む。)が103万円を超える者
- ④ 本人又は配偶者の父母等から経済的な援助を受けていない者

入居許可書

学籍番号
氏 名 殿

京都大学学生寄宿舎女子寮規程に基づき、下記のとおり京都大学女子寮に入居することを許可します。

なお、入居に当たっては、京都大学学生寄宿舎女子寮規程、同規程第 14 条により定められた規約その他居住上の規則を遵守し、適正に使用してください。

1. 入居許可期間 ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日

2. 部 屋 番 号 ○○○号室

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長
○ ○ ○ ○

誓約書

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長 殿

私は、京都大学学生寄宿舎女子寮に入居するにあたり、京都大学学生寄宿舎女子寮規程、同規程第14条により定められた規約その他居住上の規則を遵守することを誓約します。

本人署名_____

入居許可取消通知書

学籍番号
氏 名 殿

京都大学学生寄宿舎女子寮規程第5条第2項の規定に基づき、下記の京都大学学生寄宿舎女子寮への入居許可を取り消すこととなりましたので通知します。
入居許可の取消しに伴い、○○○○年○月○日までに退居してください。
(※最後の1文は、入居済の場合のみ)

1. 入居許可期間 ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日

2. 部屋番号 ○○○号室

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長
○ ○ ○ ○

寄宿料免除申請書

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長 殿

学籍番号_____

部屋番号_____

氏 名_____ 印（署名）_____

T E L_____

下記の事由により、京都大学学生寄宿舎女子寮の寄宿料の免除を申請いたします。

記

【申請事由】下記のいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 学資負担者（学資を主として負担する者）の死亡
- 2 本人又は学資負担者の災害（風水害、地震又は火災をいう。）による被災
※被災状況は、学生又は学資負担者の自宅の全壊、半壊、全焼、半焼又は床上浸水に限る。
- 3 その他1及び2に準ずる事由の場合

具体的な事由_____

※長期療養、失職、破産、離別又は申請事由2における災害以外の事故による支出増大若しくは収入減少（無収入含む。）については、出願事由に該当しません。

【添付書類】下記のいずれかの書類を添付し、○で囲んでください。

- 1 学資負担者の死亡を証明する書類（死亡診断書、火葬許可証等のコピー）
- 2 罷（被）災証明書
- 3 その他申請事由を証明する書類等

入居期間延長希望理由書

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長 殿

学籍番号_____

部屋番号_____

氏 名_____ 印（署名）_____

T E L_____

下記のとおり、入居期間延長希望の理由を申し上げます。

記

1. 希望する入居延長期間 ○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日

2. 延長を希望する理由

退居届

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長 殿

学籍番号_____

部屋番号_____

氏 名_____ 印（署名）_____

T E L_____

下記のとおり、京都大学学生寄宿舎女子寮を退居します。

なお、退居に当たっては、宿舎から所有物等を撤去し、かつ、使用した居室を原状に回復のうえ、退居点検を受けます。

記

1. 退居予定年月日 ○○○○年○○月○○日

2. 退居点検希望日時 第1希望 ○○○○年○○月○○日○○時○○分

第2希望 ○○○○年○○月○○日○○時○○分

第3希望 ○○○○年○○月○○日○○時○○分

退居命令書

学籍番号 ○○○号室
部屋番号 殿
氏名

京都大学学生寄宿舎女子寮規程第〇条第〇項の規定により、下記のとおり京都大学学生寄宿舎女子寮を退居することを命ずる。

記

○○○○年○○月○○日

京都大学厚生補導担当副学長
○ ○ ○ ○